

○東京藝術大学における芸術国際交流協定等に関する要項

〔 令和元年10月17日
制 定 〕

改正 令和7年7月9日

本学が海外の大学・研究機関等（以下「海外大学等」という。）と芸術に係る国際交流協定（以下「協定」という。）を締結する場合の取扱いについては、以下に定めるところによる。なお、この要項において「部局等」とは、美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部（大学院音楽研究科を含む。）、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、大学美術館、附属図書館、社会連携センター、未来創造継承センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター、芸術未来研究場及び芸術未来研究場に置かれた横断領域をいう。

1. 協定締結の方針

- (1) 協定は、本学と海外大学等が対等な立場で交流を行うことを原則とする。
- (2) 協定は、本学と海外大学等の芸術に関する交流を深めるとともに、教育・研究活動の向上に有益と認められる場合に締結する。
- (3) 協定は、原則として芸術国際交流実績を有し、かつ、締結することによって一層の交流の促進が期待できる海外大学等と締結する。
- (4) 本学と海外大学等は、交流を積極的に展開するための財源の確保に可能な限り努めることとする。

2. 協定の種類

協定の種類は次の2種類とする。

(1) 大学間協定

世界的視野に立脚して、複数の分野に及ぶ交流が本学と海外大学等の双方に有益であるもの。予め主担当部局等を定め、学長の署名により締結する。

(2) 部局間協定

本学の特定部局等が海外の大学等との間で交流を行うもの。部局等の長の署名により締結する。ただし、海外大学等の特別な事情等により、必要と認められる場合は、学長と部局等の長の連名の署名により締結することができる。なお、この場合の手続は大学間協定に準ずるものとする。

3. 協定の締結手続

(1) 大学間協定

- ① 大学間協定を締結しようとするときは、協定の主担当部局等は、予め提案書及び協定書案（覚書案を含む。以下同じ。）をグローバルサポートセンター長に提出するものとする。
- ② グローバルサポートセンター長は、協定案等を適当と認めた場合には、当該協定案等をグローバルサポートセンター国際戦略委員会に提案し、当該委

員会が適当と認めた場合は、さらに教育研究評議会に諮るものとする。

- ③ 学長は、教育研究評議会が適当と認めた場合は、役員会の承認を経て締結を行う。

(2) 部局間協定

- ① 部局間協定を締結しようとするときは、部局等は、予め提案書及び協定書案をグローバルサポートセンター長に提出するものとする。
- ② グローバルサポートセンター長は、協定案等を適当と認めた場合には、当該協定案等をグローバルサポートセンター国際戦略委員会に提案し、当該委員会が適当と認めた場合、部局等の長は、その責任において締結し、締結後、国際戦略委員会、教育研究評議会及び役員会に報告するものとする。

4. 協定の有効期限

協定書及び覚書には、原則として5年以内の有効期限を付さなければならないものとし、交流実績等を評価の上、必要と認める場合は、所定の手続きを経て更新することができるものとする。

5. その他

この要項の実施に関し必要な事項は、グローバルサポートセンター長が別途定める。

附 則

- 1 この要項は、令和元年10月17日から施行する。
- 2 東京藝術大学における芸術国際交流協定等の締結に関する申合せ（平成27年9月1日グローバルサポートセンター裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和7年7月9日から施行する。